

## Visitors Wi-Fi 利用規約

### 利用規約

#### 第1条(目的)

本規約は、公益社団法人 2025 年日本国際博覧会協会（以下「当協会」という。）が開催する 2025 年日本国際博覧会の来場者（以下「利用者」という。）の利便性の向上を図ることを目的として提供する「無線 LAN によるインターネット接続サービス」（以下「本サービス」という。）の利用について必要な事項を定めるものです。

#### 第2条(規約の適用)

本サービスを利用するためには、本規約に同意する必要があります。利用者が、本サービスの利用を開始した場合は、本規約に同意したものとみなされます。

#### 第3条(本サービスの内容)

利用者は、本サービスを利用してインターネットに接続することができます。なお、本サービスは Open Roaming※1 に対応しています。

※1 Open Roaming とは、公衆無線 LAN サービス関連事業者の業界団体である Wireless Broadband Alliance (WBA) とその参加企業が共同開発した国際的な無線 LAN ローミング基盤。

#### 第4条(利用条件)

1. 本サービスの利用は、本規約に同意した個人に対して認めるものとします。
2. 利用者は、本サービスの利用に際し「不正アクセス行為の禁止等に関する法律」その他関係法令等を遵守しなければならないものとします。
3. 利用者は、本サービスの利用に際し、自己の負担と責任において次に掲げるものを準備するものとします。
  - (1) 本サービスに接続できる Wi-Fi 機能および Web ブラウザを搭載した通信機器
  - (2) 利用者が用意した通信機器およびその付属機器等に供給する電源
4. 本サービスを利用するための通信機器等の設定および操作は利用者が行うものとし、当協会において通信機器等に関する動作保証はいたしかねます。
5. 本サービスへ接続する通信機器のセキュリティ対策や有害サイトへのアクセス制限などの必要な対策は、利用者が行うものとします。
6. 本サービスの利用者は、他者の迷惑とならないよう配慮して利用するものとします。

#### 第5条(本サービスの利用料金)

本サービスの利用料金は無料とします。

#### 第6条(本サービスの提供エリア)

本サービスの利用場所はHP等で公表します。ただし、当協会が必要と認めた場合、利用者に事前に通知することなく変更できるものとします。

#### 第7条(第三者が提供する情報の利用)

利用者は、第三者が提供する情報の利用において、一切の責任は各情報の提供者に帰属していることおよび、当協会が当該情報提供の当事者でないことに同意するものとします。

#### 第8条(第三者が提供する情報の内容の不保証)

1. 当協会は、本サービスを通じて第三者が提供する商品、サービスおよび情報について、その完全性、正確性、確実性、有用性などにつき、いかなる保証もしません。
2. 当協会は、利用者が第三者の提供する商品、サービスまたは情報を利用したことに関して、利用者と第三者との間に紛争が生じた場合、一切の責任を負いません。

#### 第9条(通信利用の制限)

1. 当協会は、利用者が第10条(禁止事項)に該当する行為を行った場合、本規約に違反した場合、当協会の通知内容に従わなかった場合、または当協会が本サービスの運営上必要と合理的に判断した場合において、次の各号の措置のいずれかまたはこれらを組み合わせた措置を講ずることがあります。
  - (1) 利用者が特定の通信手段を用いて行う通信について、当該通信に割り当てる帯域を制限すること
  - (2) 利用者の本サービスの利用を一時的に停止、または利用を制限すること
2. 当協会は、限られた通信帯域を多くのお客さまにご利用いただくため、大量のデータ通信を必要とする通信の態様(ストリーミング、ソフトウェアのダウンロード、ファイル共有等)またはそのおそれがあると当協会が判断した通信を制限することがあります。
3. 当協会は、本条各項の措置を講じる義務を負うものではなく、また講じることまたは講じなかったことに起因して利用者または第三者が被ったいかなる損害についても責任を負わないものとします。ただし、当該損害が当協会の帰責事由により生じた場合はこの限りではありません。

#### 第10条(禁止行為)

利用者は、本サービスの利用にあたり、次の各号の行為を行ってはならないものとし、次の各号の行為を行っている場合、当協会は合理的に判断した場合は、当協会は、本サービスの利用を停止することがあります。

- ① 第三者または当協会の著作権もしくはその他の権利を侵害する行為、またはこれらを侵

害するおそれのある行為。

- ②第三者または当協会の財産もしくはプライバシーを侵害する行為、またはこれらを侵害するおそれのある行為。
- ③前号のほか、第三者または当協会に不利益もしくは損害を与える行為、または与えるおそれのある行為。
- ④第三者または当協会を誹謗中傷する行為。
- ⑤公序良俗に反する行為（猥褻、売春、暴力、残虐、虐待等）、またはそのおそれがある行為、もしくは公序良俗に反する情報を第三者に提供する行為。
- ⑥犯罪的行為、または犯罪的行為に結び付く行為、もしくはそれらのおそれのある行為。
- ⑦選挙期間中であるか否かを問わず、選挙運動またはこれに類する行為。
- ⑧本サービスを再販売、賃貸するなど、本サービスそのものを営利の目的とする行為。
- ⑨無限連鎖講（ネズミ講）を開設し、またはこれを勧誘する行為。
- ⑩不特定多数に配信する広告・宣伝・勧誘等または詐欺まがいの情報もしくは嫌悪感を抱く、またはそのおそれのある電子メール（嫌がらせメール）を送信する行為。
- ⑪第三者または当協会に対しメール受信を妨害する行為、もしくは連鎖的なメール転送を依頼または当該依頼に応じて転送する行為。
- ⑫第三者になりすまして本サービスを利用する行為。
- ⑬本サービスによる当協会または第三者への不正アクセス、または改ざん、消去などの不法行為。
- ⑭コンピュータウイルス等の有害なプログラムを、本サービスを通じて、または本サービスに関連して使用し、もしくは提供する行為。
- ⑮第三者または当協会に迷惑・不利益を及ぼす行為、本サービスに支障を来たすおそれのある行為、本サービスの運営を妨げる行為。
- ⑯本サービスを利用して、本サービスを直接または間接に利用する者の当該利用に対し、重大な支障を与える行為、またはそのおそれがある行為。
- ⑰当協会が定める本サービスの利用開始に必要な手続きを、当協会の許可無く回避して利用し、またはさせる行為。
- ⑱その他、法令に違反する、または違反するおそれのある行為。
- ⑲その他、当協会が不適切と判断する行為。

#### 第 11 条（利用者の賠償責任）

前条（禁止事項）に該当する利用者の行為によって当協会および第三者に損害が生じた場合、利用者としての資格を喪失した後であっても、利用者は、損害賠償等すべての法的責任を負うものとします。

#### 第 12 条（利用者の自己責任）

利用者は、本サービスを利用してアップロードまたはダウンロードした情報もしくはファイルに関連して、何らかの損害を被った場合または何らかの法的責任を負う場合においては、自己の責任においてこれを処理し、当協会に対して何ら請求もなさず、迷惑をかけないものとしします。

#### 第 13 条（所有権および知的財産権）

本サービスを構成するすべてのプログラム、ソフトウェア、サービス、手続き、商標、商号または第三者が提供するサービスもしくはそれに付随する技術全般の所有権および知的財産権は、当協会または当該提供者に帰属するものとしします。

#### 第 14 条（著作権）

1. 利用者は、権利者の許諾を得ることなく、いかなる方法においても、本サービスを通じて提供されるあらゆる情報またはファイルについて、著作権法で定める利用者個人の私的利用のための複製の範囲を超えて利用をすることはできないものとしします。
2. 利用者は、権利者の許諾を得ることなく、いかなる方法においても、本サービスを通じて提供されるあらゆる情報またはファイルについて、第三者をして使用させたり、公開させたりすることはできないものとしします。
3. 前二項の規定に違反して紛争が発生した場合、利用者は、自己の費用と責任において、当該紛争を解決するとともに、当協会に対し損害を与えないものとしします。

#### 第 15 条(サービスの変更・中止)

1. 当協会は、博覧会運営への影響がある場合等、利用者に予告なく本サービスの内容を変更できるものとしします。
2. 当協会は、以下のいずれの事項に該当する場合、本サービスの運用を中止できるものとしします。
  - ① 本サービスのシステム保守または工事を行う場合。
  - ② 災害、停電その他の非常事態により、本サービスの通常運用が行えなくなった場合。
  - ③ 本サービスのシステムに係る設備やネットワークの障害等、やむを得ない事由がある場合。
  - ④ その他、本サービスの運用上、一時的な中断が必要であると当協会が合理的に判断した場合。
3. 当協会は、本サービスの内容の変更または運用の中止により、利用者または第三者が被ったいかなる損害についても、一切の責任を負わないものとしします。

#### 第 16 条(免責事項)

本規約または契約約款の他の定めにかかわらず、当協会は、本サービスの提供に関連して利

用者に生じた損害について、当該損害が当協会の帰責事由により生じたものでない限り、一切の責任を負わないものとします。また、当協会が利用者に対して損害賠償責任を負う場合における賠償額は、当協会に故意または重過失がない限り、利用者が当協会に対して実際に支払った金額を上限とします。

#### 第 17 条（準拠法）

本規約の成立、効力、履行および解釈に関しては、日本法が適用されるものとします。

#### 第 18 条（協議）

本サービスに関連して、利用者と当協会との間で紛争が生じた場合には、当該当事者がともに誠意をもって協議するものとします。

#### 第 19 条（管轄裁判所）

利用者と当協会との間で本サービスに関連して訴訟の必要が生じた場合は、大阪地方裁判所を第一審の専属的合意管轄裁判所とします。

#### 第 20 条（規約の変更）

1. 当協会は、次に掲げる場合には、本規約を変更できるものとします。
  - (1) 本規約の変更が、利用者の一般の利益に適合するとき
  - (2) 本規約の変更が、本規約の目的に反せず、かつ、変更の必要性、変更後の内容の相当性、その他の変更に係る事情に照らして合理的なものであるとき
2. 当協会は、変更後の本規約の効力発生時期を定め、本規約を変更する旨および変更後の本規約の内容ならびにその効力発生時期を本サービスにおいて公表するものとします。なお、前項第 2 号の場合は、変更後の本規約の効力発生時期までに公表するものとします。
3. 本規約の変更後に利用者が本サービス利用したときは、利用者は、変更後の規約に同意したものとみなされます。

#### （附則）

この規約は、2025 年 3 月 25 日から施行する。